

運委参第275号

平成25年10月25日

水産庁長官

本川 一善 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

貨物船 NIKKEI TIGER 漁船堀栄丸衝突事故に係る意見について

平成24年9月24日、宮城県金華山東方沖約930kmで発生したパナマ籍貨物船 NIKKEI TIGER 漁船堀栄丸衝突事故について、当委員会においては、事故発生以来、鋭意調査を進めてきたところである。

今後、一層の調査及び解析を進め、更に外国在住者への意見照会などを実施することとなるため、最終的に報告書を取りまとめるまでには、なお時間を要すると見込まれる。

しかしながら、本事故の被害の深刻さ、社会的影響の大きさを考慮し、また、同様の船舶事故を防止する観点から、事故調査の経過を報告し、公表するとともに、これまで判明した事実を踏まえ、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、下記のとおり、意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容を通知方よりよくお取り計らい願いたい。

記

1. 現在、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を搭載していない漁船のうち、例えば、外洋において操業や航行を行う漁船（船舶安全法に基づく第二種漁船等）について、船舶所有者等に対するこれら装置の衝突事故の防止における有用性の一層の周知その他の早期普及に必要な施策の検討を行うこと
2. 漁船の所有者等に対し、衝突事故の防止のため、運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ等から、漁場や航路における事故発生状況及び商船の航行経路に係る情報を入手し、活用するように指導すること